

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和6年6月1日現在)

当院は『保険医療機関』です。

病院内及び敷地内は禁煙となっております。ご協力をお願いいたします。

I 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解ください。なお、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

IV 医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算に係る院内掲示

当院はオンライン資格確認を体制があり、診察室等において取得した診療情報を活用して診療を行っております。

マイナ保険証から取得したデータを活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証のご利用をおすすめしております。

現在、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービス等の準備を行っております。

V 情報通信機器を用いた診療に係る院内掲示

当院ではオンラインでの診療(テレビ電話)を行っております。ご希望の方は総合受付までお声掛けください。

また、初診の方は向精神薬の処方しは出来ませんのでご了承ください。

VI ニコチン依存症管理料に係る院内掲示

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っております。(完全予約制)

VII 当院は関東信越厚生局長に下記の届出をおこなっております。

1) 入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)に係る届出

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、食事は管理栄養士の管理の下に適時適温で提供しております。

(朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時)

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆急性期一般入院基本料 4
- ◆急性期看護補助体制加算（夜間看護体制加算）
- ◆急性期看護補助体制加算（夜間 50 対 1）
- ◆急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上 25 対 1）
- ◆地域包括ケア入院医療管理料 1
- ◆看護職員配置加算（地域包括ケア病床）
- ◆看護補助者配置加算（地域包括ケア病床）
- ◆感染対策向上加算 2
- ◆医師事務作業補助体制加算 1
- ◆入退院支援加算
- ◆データ提出加算
- ◆初診料機能強化加算
- ◆診療録管理体制加算 2
- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆認知症ケア加算
- ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆情報通信機器を用いた診療
- ◆救急医療管理加算
- ◆協力対象施設入所者入院加算
- ◆医療DX推進体制整備加算

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆救急搬送看護体制加算
- ◆薬剤管理指導料
- ◆無菌製剤処理料
- ◆ニコチン依存症管理料
- ◆CT 撮影及び MRI 撮影
- ◆在宅療養支援病院（別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（2）に規定する）
- ◆在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ◆在宅がん医療総合診療料
- ◆がん治療連携指導管理料
- ◆介護保険施設等連携往診加算
- ◆検体検査管理加算（Ⅰ）
- ◆検体検査管理加算（Ⅱ）
- ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◆胃瘻造設術（医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術）

- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆看護職員処遇改善評価料
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ◆入院ベースアップ評価料

4) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、当院で定められている金額（1日につき2,412円）は特定療養費として患者さんの負担となります。

Ⅷ 特掲診療料の手術に係る院内掲示

《区分・手術名・件数》（期間：令和5年6月～平成6年5月）

- ① 《ア 頭蓋内腫瘍摘出術等 〇、イ 黄斑下手術等 〇、ウ 鼓室形成手術等 〇、エ 肺悪性腫瘍手術等 〇、オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術 〇》
- ② 《ア 靭帯断裂形成手術等 〇、イ 水頭症手術等 〇、ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 〇、エ 尿道形成手術等 〇、オ 角膜移植術 〇、カ 肝切除術等 〇、キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等 〇》
- ③ 《ア 上顎骨形成術等 〇、イ 上顎骨悪性腫瘍手術等 〇、ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉） 〇、エ 母指化手術等 〇、オ 内反足手術等 〇、カ 食道切除再建術等 〇、キ 同種死体腎移植術等 〇》
- ④ 胸腔鏡下・腹腔鏡下手術 〇
- ⑤ その他
《ア 人工関節置換術 〇、イ 乳児外科施設基準対象手術 〇、ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 〇、エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び対外循環を要する手術 〇、オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 〇》

Ⅸ 機能強化加算に係る院内掲示

当院は必要に応じ、患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行い診療録に記載致します。なお、必要に応じ担当医の指示を受けた看護職員等が、情報の把握を行うことも可能です。

当院では必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行っております。当院では医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関を検索できます。

健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております。

お問い合わせ 代表 043-486-1311